

上越市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要編

平成26年9月
上越市

【参考】上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

前行動計画（H21.10）	本行動計画（H26.9）
<p>I 行動計画の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作成目的 2 新型インフルエンザとは 3 対策の基本的な考え方 4 発生段階と主な対応 <p>II 発生段階区分による対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市レベル1（未発生期） 2 市レベル2（海外発生期） 3 市レベル3（国内発生早期） 4 市レベル4（県内発生期） 5 市レベル5（市内流行期） 6 回復期 7 小康期 8 用語解説 <p>別表1 上越市新型インフルエンザ等対策本部組織図</p> <p>別表2 上越市新型インフルエンザ等対策本部業務分掌</p> <p>別表3 発生レベル別対応状況及び対応体制一覧</p>	<p><総論></p> <p>I はじめに</p> <p>II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的及び基本的な戦略 2 基本的考え方 3 実施上の留意点 4 発生時の被害想定等 5 対策推進のための役割分担 6 行動計画の主要7項目 7 発生段階 <p><各論></p> <p>III 各段階における対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未発生期 2 海外発生期 3 県内未発生期 4 県内発生期 5 市内発生期 6 小康期 <p>(別添)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 ・用語解説 ・コールセンター設置要領

上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 当市の行動計画の作成等の経緯

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）」の施行を受け、政府は、平成25年（2013年）6月に、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を新たに作成した。また、新潟県においても、平成25年（2013年）9月に、特措法第7条に基づく「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

これまで市では、新型インフルエンザに係る対策について、平成18年8月に「新型インフルエンザ対策指針」を作成し、新型インフルエンザの発生レベルに応じた対策を示したほか、平成21年10月、それを具体化して「上越市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、各レベルにおける市部局の行動及び関係機関との連携を明確にして、本計画に基づき対応を図ることとしてきた。

このたび、特措法の施行、国及び県の新たな行動計画の作成を受け、市においても、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、従来の行動計画を見直し、新たな「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成したものである。

	行動計画の作成等の経緯
H17.12	国新型インフルエンザ対策行動計画作成（以後数次の改定）
H18.1	新潟県新型インフルエンザ対策行動計画作成
H18.8	上越市新型インフルエンザ対策指針作成
H21.4	新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生（～H23.3）
H21.10	上越市新型インフルエンザ対策行動計画作成
H25.4	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行、同施行令等公布
H25.6	新型インフルエンザ等対策政府行動計画、ガイドライン作成
H25.9	新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画作成
H26.9	上越市新型インフルエンザ等対策行動計画作成

2 新たな行動計画のポイント等

本計画は、特措法に基づく計画となるため、特措法に定める事項や国・県の計画に定める事項等を反映させるとともに、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応の教訓（病原性等の程度に応じた対応）を盛り込むこととした。

新たな行動計画のポイント

- ・ 現行の発生段階を、国・県の行動計画等に準じて、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生期、⑤市内発生期、⑥小康期として整理
- ・ 「緊急事態宣言」時に、市が行う各種の「緊急事態措置（通常の対応よりも更に強力な措置）」を発生段階ごとに追加

- ・ 主要対策を6項目から7項目に変更（①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤予防接種（新たに追加）、⑥医療、⑦市民生活及び経済の安定の確保）
- ・ 新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓（病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替等）を反映

なお、「上越市新型インフルエンザ等対策連絡会議」及び「上越市新型インフルエンザ等対策本部」の組織図や業務分掌等については、別途、要綱で定める。

3 行動計画の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生・侵入を、水際対策等で完全に食い止めることは不可能ということ为前提とし、次の2つの主たる目的を設定し、目的を達成するための方針を具体化する。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

ポイント

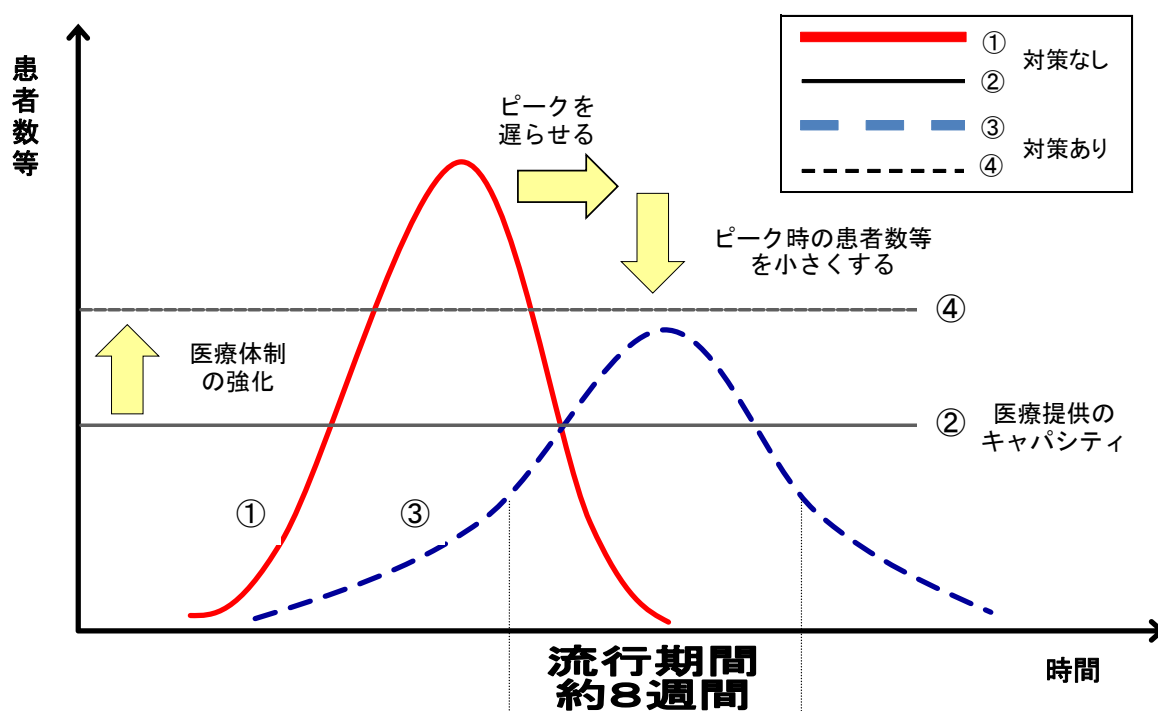
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備・ワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療提供の対応可能な範囲を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 予防接種の実施により、患者の拡大を抑制する。

○ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ポイント

- ・ 地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



4 新型インフルエンザ等対策実施上の基本的考え方・留意点等

新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等をふまえ、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に、各段階における対策を講じていく。

○ 対策の基本的な考え方

- ・一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクがある。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。



今回の整理・見直し

- ・情報が限られている発生当初は、被害が大きくなる想定で強力な対応を実施するが、情報を収集し、対策を評価した上で、順次適切な対策へ切り替える。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、縮小・中止を図る。
- ・新型インフルエンザ等への対策は、外出自粛・施設使用制限等の要請等の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行う。
- ・感染対策等は、事業者や市民一人ひとりが、事業継続対策や予防措置等の適切な行動をとることが求められる。

○ 対策実施上の留意点（基本的人権の尊重等）

今回の整理・見直し

- ・市が行う緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、対策の実施にあたって、市民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・緊急事態措置はどのような場合でも講ずるというものではないことに留意する。（通常の対策で足りる等、緊急事態措置を必要としない場合もある。）
- ・政府対策本部、県対策本部と相互連携し、対策を総合的に推進する。

5 役割分担

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、各実行主体の役割を明確化し、えで、相互連携して対応にあたる。

今回の整理・見直し

国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての態勢の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、まん延防止対策等）の主体 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時は、法に定める緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するワクチンの接種、要配慮者への生活支援等 ・国、県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時に県等と連携し、本来的な業務（医療の提供、社会・経済機能の維持等）を通じて、法に基づく新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・発生時に、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染対策等の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市では、発生段階を「未発生期」「海外発生期」「県内未発生期」「県内発生期」「市内発生期」「小康期」の6つに分類し、県との連携がとれるよう整合性を図ることとした。

今回の整理・見直し

<発生段階>

国	県	市(改定後)	市(改定前)	状態
未発生期	未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	県内未発生期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態
	県内発生早期			県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内発生期	感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
				市内発生期
小康期	小康期	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対策の目的
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・県、関係機関等との連携のもとに発生の早期確認に努める。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の状況等を注視しつつ、発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内・県内発生に備えた体制の整備を行う。
県内未発生期 (国内発生早期以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の遅延と県内、市内発生の早期発見に努める。 ・県内、市内発生に備えて体制の整備を行う。
県内発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の遅延と市内発生の早期発見に努める。 ・市内発生に備えて体制の整備を行う。
市内発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

7 対策の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を7項目に分けて立案する。分類にあたっては、対策の一体性や連続性を考慮し、見直しを行った。

今回の整理・見直し

現行	改定後	内容
実施体制と情報収集	1 実施体制	発生前、発生後の市及び関係機関の体制等
サーベイランス	2 サーベイランス・情報収集	発生状況の調査・監視、関係情報の収集、分析及び関係機関への還元等
予防・まん延防止	3 情報提供・共有	情報提供手段の確保、発生時の市民への情報提供等
医療	4 予防・まん延防止	基本的な感染対策の周知、外出自粛要請等
情報提供・共有	5 予防接種（追加）	発症や重症化の防止、特定接種・住民接種
社会・経済機能の維持	6 医療	県の対策への協力等、在宅療養患者への支援
	7 市民生活・経済の安定の確保	生活や経済へ与える影響を最小限とするための支援等

7-1 実施体制

新型インフルエンザ等の発生状況等に応じて、国、県、医療機関等と市が相互に連携を図り一体となった取組を行うことが重要であり、あらかじめ発生段階ごとに体制を整理し対応する。

今回の整理・見直し

- ・ 情報収集については実施体制と分離し、「サーベイランス・情報収集」の項目に分類する。
- ・ 市民等からの問い合わせに対応するため、海外発生期～小康期にコールセンターを設置する。
- ・ 未発生期及び小康期は「上越市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を、海外発生期～市内発生期は「上越市新型インフルエンザ等対策本部」を設置、開催する。（変更なし）
- ・ 県内未発生期（国内発生早期以降）に、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った場合は、体制をさらに強化する。
- ・ 現行の市内流行期における、新型インフルエンザ等対策本部長による「緊急事態宣言」は削除する。
- ・ 市内発生期において、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、県に対して措置の全部又は一部の代行を要請する。

7-2 サーベイランス・情報収集

対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集、分析し判断につなげることが必要となる。

今回の整理・見直し

- ・ 発生段階に応じて収集する情報の内容を拡大・縮小する。
- ・ 未発生期から季節性インフルエンザについて、保育園、学校等からの報告に基づき、患者発生状況や欠席者数の状況を把握する。
- ・ 海外発生期以降は、コールセンターに相談が寄せられている情報を集約する。
- ・ 県内未発生期（国内発生早期以降）～県内発生期は近隣市町村の状況を把握する。
- ・ 県内発生期以降、国、県等からの要請に応じサーベイランスの取組等に協力する。
- ・ 小康期は、特に再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

7-3 情報提供・共有

情報提供は、受け手に応じた情報を提供することが重要であり、広報紙やホームページ等多様な媒体の活用とともに、各種集会や町内回覧等各連絡媒体を活用し、多様な方法で広く周知する。

発生時にはコールセンターを設置し、適切な情報提供を実施するとともに、市民等から寄せられる相談・情報の内容を踏まえ、再度の情報提供に反映させる。

今回の整理・見直し

- ・ 発生前においても新型インフルエンザ等に関する基本的情報や発生した場合の対策について、継続的に分かりやすい情報提供を行うとともに、感染対策の普及を図る。
(変更なし)
- ・ 国が行う緊急時の情報提供・共有体制の構築に協力する。
- ・ 国や県、関係機関等とインターネット等の活用により、対策の理由や過程等について、より新しくかつ双方向の情報共有を行う。
- ・ 海外発生期以降、コールセンターを設置し、適切な情報提供を実施するとともに、市民等から寄せられる相談・情報の内容を踏まえ、再度の情報提供に反映させる。
- ・ 市民からの相談の増加に備え、コールセンター等の体制の開設時間延長・増設を検討する。
- ・ 小康期において、コールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

7-4 予防・まん延防止

個人レベルでの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染対策の実践について周知する。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策等の複数の対策を組み合わせる。

新型インフルエンザ等の特性等（病原性、感染力）に応じ対策を選択し、対応を切り替える。（感染の拡大の防止のために、外出の自粛や施設の使用制限等について要請、指示する等）

今回の整理・見直し

- ・ 未発生期で学校等と連携し、児童、生徒等の健康管理について検討する。
- ・ 水際対策として、県で実施する防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、県、その他関係機関と情報を共有し、要請に対して取組等に適宜、協力する。
- ・ 国から発出される感染症危険情報等をもとに。新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起等を行う。
- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を検討する。（改定前も休校措置はあり）
- ・ 緊急事態宣言がされている場合、外出自粛の呼び掛けや施設の使用制限を行う。（改定前も利用制限要請はあり）
- ・ 市内発生期に、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行う。

7-5 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、医療体制が対応可能な範囲内におさまるよう、効果的な接種体制を構築していく。

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるために重要な対策として実施する。

予防接種は特定接種と住民接種に分類する。

今回の整理・見直し

- ・ 予防接種について、改定前は医療の一部に記載があるのみであったが、新たな項目として分類する。
- ・ 医療体制や市民生活・経済の安定維持のため、登録事業者、公務員等に特定接種が実施される。
- ・ 住民接種は市民に対し実施する予防接種であり、緊急事態宣言の有無によって予防接種法の根拠が異なる。
- ・ 円滑な接種のため、病原性・感染力が強い場合には、集団的な接種を基本とする。
- ・ 特定接種、住民接種いずれも発生した新型インフルエンザウイルスに関する情報等を踏まえて、国が決定した接種順位により接種する。
- ・ 国や県等と連携し、ワクチンの研究開発、生産及び備蓄等に関する情報を積極的に収集する。

- ・ 予防接種を実施する会場を、接種規模、接種期間等を考慮して指定し、実施に備えた資器材等の備蓄状況を確認する。
- ・ あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結し、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするように努める。
- ・ 国や県等と連携し、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や摂取順位、接種体制といった具体的な情報について情報提供を行う。

7-6 医療

医療に関しては、多くが県に関わるものであるため、市は県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制、臨時医療施設の検討に協力する。

新型インフルエンザ等発生時に医療機関等の受入れ状況を把握するための情報収集を行い、情報提供等に活用できるようにする。

医療機関、県等と連携しながら在宅療養患者等への対応等を検討する。

今回の整理・見直し

- ・ 市内発生期において、必要に応じて臨時医療施設について県に提供する。
- ・ 県（保健所）では、発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための「帰国者・接触者相談センター」を設置する。

7-7 市民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時は、流行が約8週間程度続き、本人や家族のり患等により、市民の生活や経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

発生時の市民生活・経済への影響を最小限とするため、市、県、医療機関、指定（地方）公共機関等が、特措法に基づく事前の準備（業務の継続等）を十分に行うことが重要となる。

今回の整理・見直し

- ・ 要配慮者の把握とともに、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を検討する。
- ・ 火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ・ 対策実施に必要な医薬品その他の物資や資材等を備蓄するとともに、対策に必要な施設、設備等を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況により不要不急な外出自粛を想定し、個人に対して食糧や生活必需品等の備蓄、ゴミ減量の呼びかけを行う。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合、水やガスの安定供給のために必要な措置を講じるとともに、事業者のサービス提供水準低下の可能性に係る市民への許容・協力を呼びかける。

新型インフルエンザ等対策行動計画 発生段階ごとの主な対策

凡例

平常時から実施している対策等

新型インフルエンザ等発生時に実施する対策等

緊急事態宣言時に行う措置等

発生段階	国	未発生期	海外発生期	国内発生期	国内感染期		小康期
	県	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
	市	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生期	市内発生期	小康期
新型インフルエンザ等の発生状況		新型インフルエンザ等が発生していない	海外で新型インフルエンザ等が発生した	いくつかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生していない	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった 市内で新型インフルエンザ等が発生している	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている
実施体制	市インフルエンザ等対策連絡会議	市インフルエンザ等対策本部					市インフルエンザ等対策連絡会議
	コールセンターの準備	コールセンター開設	コールセンター24時間体制	コールセンター増設	県への措置代行検討	コールセンター縮小・廃止	
サーベイランス情報収集	学校、福祉施設等の季節性インフルエンザ患者数の把握						
	保健所等からインフルエンザ及び鳥インフルエンザ情報収集						
情報提供・共有	市民への感染対策の周知						
	市民への感染対策の周知、発生状況周知等						
予防・まん延防止	外出自粛の呼びかけ、施設の使用制限						
	市民における予防・まん延対策の普及	感染症危険情報の発出等	感染症危険情報の発出、学校保健安全法に基づく臨時休業の検討等			市民等へ情報提供、注意喚起	
予防接種	特定接種の準備【集団接種】						
	特定接種の実施【集団接種】	特定接種の実施【集団接種】					
医療	住民接種の準備【集団接種】						
	住民接種の実施【集団接種】	予防接種法6条3項適用 厚生労働省からの指示により実施					住民接種の実施【集団接種】
市民生活及び経済安定の確保	要配慮者の把握及び生活支援						
	要配慮者の生活支援					要配慮者の把握及び生活支援	
	飲料水及びガスの安定供給						